

【大阪公立大学大学院理学研究科】

—論文博士—

学位授与申請の手引き

令和8年6月10日 発行

目 目

博士學位論文予備審査申請から学位授与までの概略

学位授与申請について

第0 予備審査申請手続き

第1 学位授与申請手続き

- 1 申請資格
- 2 学位授与申請書類
- 3 申請期限・提出先

第2 学位論文の公表について

- 1 学位論文の公表
- 2 全文公表しない場合の手続き

第3 大阪公立大学大学院理学研究科における学位論文審査に係る評価基準

[問合せ先]

大阪公立大学 教育推進課 理学研究科教務担当

E-mail : kyik-sci@ml.omu.ac.jp

【杉本キャンパス：学生サポートセンター1階】

〒558-8585 大阪府大阪市住吉区杉本3-3-138

TEL : 06-6605-2504

【中百舌鳥キャンパス：A3棟2階】

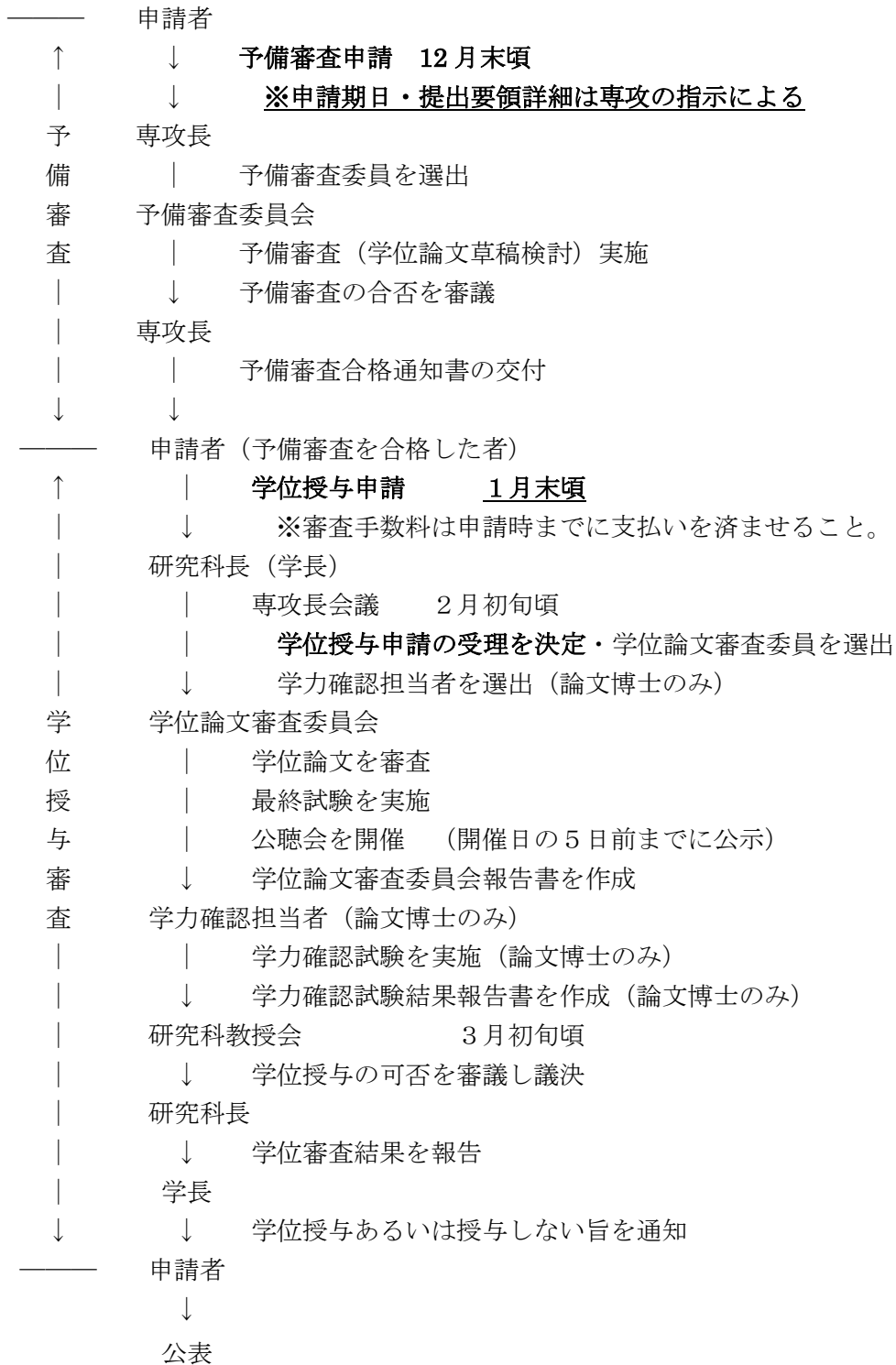
〒599-8531 大阪府堺市中区学園町1-1

TEL : 072-254-8396

【博士学位論文予備審査申請から学位授与までの概略】

(年度末に博士学位授与をする場合)

※詳細は年度末以外の申請も含め、[理学部／理学研究科 Web サイト](#)をご覧ください。



学位授与申請について

学位授与の申請を行う者は紹介教員の所属する専攻の専攻長に学位論文予備審査申請書(様式第13号)を提出し、専攻の定める方法により、事前に予備審査(学位論文草稿検討)を受け、これに合格しなければならない。

第0 予備審査申請手続き

学位授与申請予定日の1ヶ月前までに紹介教員を通じて専攻長に学位論文予備審査申請書(様式第13号)を提出する。

※申請書以外の提出書類及び提出先等については、各専攻の指示に従うこと。

第1 学位授与申請手続き

1 申請資格

大阪公立大学学位規程(以下「学位規程」という。)第3条第3項の規定による学位授与の要件を満たす見込みのある者。

※最終学歴の専門分野と学位論文の内容が著しくかけ離れている場合には、予備審査委員会にて申請資格に値するかどうかを審査するものとする。

2 学位授与申請書類

* 各種様式・記入例は、[理学部/理学研究科 Web サイト](#)より入手のうえ、全てA4サイズで作成・印刷のこと。

ア 学位授与申請書(様式第3号その4) 1通

イ 学位論文 3冊及び電子ファイル(PDF)

横書きで作成し、仮製本したもの。閲覧時にページの抜け落ちなどの可能性がない綴じられた形状かつ、差し替えができない状態であること。(ファイルやバインダーで綴じられたものは不可)

ただし、学位論文全文に代えて要約の公表を希望する者は、学位授与日までに別途、製本2冊の提出が必要。

ウ 論文要旨 3通及び電子ファイル(PDF)

横書きで4,000字以内とする。専門学術誌に掲載された申請者の論文が学位論文の基礎となっている場合には、要旨の後方に、次の形式により一覧表で示すこと。巻数やページ番号がない場合には、代わりに論文を特定するための情報を記載すること。

お、この一覧表には、掲載決定のもの、投稿中のものを含む。

例)

・Author A, Author B, Author C, " Paper Title" , *Journal name*, 1, 1-0, 20XX

・Author A, " Paper Title" , *Journal name*, <https://doi.org/10.1234/abcd5678>

エ 論文目録(様式第4号) 2通および電子ファイル(Word)

- オ 履歴書(様式第5号) 2通
- カ 単位修得証明書 1通
- ※学位規程第10条第2項該当者(博士後期課程の単位修得退学者のうち、退学後3年以内に申請する者)のみ
- キ 学位論文予備審査合格通知書(様式第2号)(写) 1通
- ク 大阪公立大学学術情報リポジトリへの博士学位論文登録申請書(様式第6号) 1通
- ケ【該当者のみ】学位論文全文に代えて要約を公表することの申立書(様式第8号) 1通
「学位論文の要約」1通及び電子ファイル(PDF)も合わせて提出すること。
- コ 審査料
1件につき57,000円
- ・学位授与申請時まで支払いを済ませること。予備審査合格通知書を受領された後に、審査料の支払い(振込先口座等)について案内するので、任意のパスワードを付した予備審査合格通知書を添付のうえ、理学研究科教務担当(E-mail:kyik-sci@ml.omu.ac.jp)まで連絡すること。なお振込手数料は申請者負担とする。
 - ・大阪公立大学の授業料等に関する規程第16条の該当者(単位修得退学後1年以内の学位授与申請者)は審査料を免除する。

3 申請期限・提出先

学位授与の申請は、随時行うことができる。

申請する年度毎に設定される申請期日までに、問合せ先に記載の所属キャンパスの教育推進課理学研究科教務担当に提出する。

※「イ」・「ウ」「エ」「ケ【該当者のみ】」の電子ファイル、窓口にUSBで持参するかファイル共有サービスの利用や添付ファイルの暗号化(別送パスワード)等、情報が保護された形でメール提出すること。

第2 学位論文の公表について

1 学位論文の公表

本学では、学位を授与された日から1年以内に学位論文の全文、あるいはやむを得ない事由があると学長が承認した時には全文に代えて要約を本学公式ウェブサイト内の学術情報リポジトリで公表する。共著者がある場合は事前にその旨を共著者に伝え許諾を得なければならない。

なお、やむを得ない事由により学術情報リポジトリでの学位論文全文を公表しない場合、要約をリポジトリで公表するとともに、学位論文全文の冊子体を本学図書館および国立国会図書館に提供して閲覧に供さなければならない。

公表に際しては、事前に研究指導教員と協議をした上で提出すること。

※ 詳細は、本学HP([研究・産学官連携>研究推進・支援>「学位\(博士\)を取得される方へ」](#))を参照のこと。

2 全文公表しない場合の手続き

- (1) 学位論文全文に代えて要約を公表することができる「やむを得ない事由」があるときは、「学位論文全文に代えて要約を公表することの申立書」(様式第8号)を提出してください。(※学位授与申請時に手続きが決定している場合は、申請時に提出すること。)
「やむを得ない事由」は下記のとおりとする。
 - ア インターネット公表ができない内容を含む場合
 - ・当該論文に立体形状による表現を含む場合
 - ・著作権や個人情報に係る制約がある場合
 - ・共同研究者等が非公表と定めている事項を含む場合
 - イ インターネットによる公表により明らかな不利益が発生する場合
 - ・出版刊行をしている、もしくは予定されている場合
 - ・学術雑誌に掲載されている、もしくは予定されている場合
 - ・特許の申請がある、もしくは予定されている場合
 - ウ その他
 - ・研究科長が特に「やむを得ない事由」があると認めた場合
- (2) 学位論文の要約公表が認められる期間は、立体形状、著作権、個人情報又は共同研究に係る制約がある場合を除き、学位授与日から5年以内とする。期間を過ぎても全文を公表できない場合は、改めて学位取得者又は研究指導教員が全文公表しない場合の手続きを行い、研究科の承認を得なければならない。承認されれば場合は「学位論文全文に代えて要約を公表することの承認通知書」(様式第9号)を学位取得者に交付する。
- (3) 前項の手続きが行われない場合や、承認が得られなかった場合は、期限を過ぎた時点で、全文を公表する。
- (4) 要約公表の事由が解消し論文全文の公表が完了した場合、提出された学位論文の冊子体は破棄される。

第3 大阪公立大学大学院理学研究科における学位論文に係る審査・評価基準

- ・学位審査論文は、各専攻の専門分野・領域において高度な学術的価値を有し、その基礎となる研究分野の発展に資する内容であること。学位審査論文の学術的価値は、新規性、独創性、有用性、体系的性、実証性、論証性、普遍性等の観点から評価される。
- ・学位審査論文は、申請者本人の学術的寄与を含み、十分な完成度を有すること。

これらは理学研究科としての共通の基準であり、各専攻においては専門分野の特性を踏まえ、学位論文の審査に関する具体的な条件および評価方法が別途定められている。